

優良従業員表彰及び推薦規程

南アルプス市商工会

(趣旨)

第1条 本商工会会員事業所に永年勤務し、その事業所に尽くした功績が顕著であり、かつ他の従業員の模範となる優良従業員に対し、本商工会長が表彰並びに推薦をする。

(表彰及び推薦の基準)

第2条 表彰並びに推薦の種類及び基準は、次のとおりとする。

(1) 全国商工会連合会会長表彰推薦

同一事業所に30年以上勤務年数を有し、今後も引き続き当該事業所の発展に寄与することが見込まれる者であり、今まで同一趣旨による全国商工会連合会会長表彰を受けたことのない者。

(2) 山梨県知事表彰推薦

同一事業所に20年以上勤務年数を有し、今後も引き続き当該事業所の発展に寄与することが見込まれる者であり、今まで同一趣旨による知事表彰を受けたことのない者。

(3) 山梨県商工会連合会会長表彰推薦

同一事業所に15年以上の勤務年数を有し、成績優秀にして他の模範となる者であり、今まで同一趣旨による山梨県商工会連合会会長表彰を受けたことのない者。

(4) 南アルプス市市長表彰推薦

同一事業所に10年以上の勤務年数を有し、成績優秀にして他の模範となる者。

(5) 南アルプス市商工会会長表彰

同一事業所に5年以上の勤務年数を有し、成績優秀にして他の模範となる者。

(推薦書等)

第3条 推薦書等の諸様式については、別紙様式による。

(表彰及び推薦の決定)

第4条 各会員事業所より推薦のあった被表彰者について、本商工会会長が審査し、表彰及び推薦の決定を行う。

(表彰の時期)

第5条 表彰は原則として2年に1回とし、その時期並びに負担金は商工会の理事会において決定する。

附 則

1、この規程は、本商工会の成立の日から実施する。

2、この規程の変更は平成23年12月21日から実施する。